

# 「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## 1. 事業者

### (1) 当事業所の概要

法人名	社会福祉法人 八千代会
法人所在地	青森県むつ市川内町獅子畑128番地4
電話番号	0175-42-3103
FAX番号	0175-42-3107
代表者氏名	理事長 濱中 修宏
設立年月日	平成元年7月5日
事業所名	在宅介護支援センター かわうち
事業所在地	青森県むつ市川内町獅子畑128番地4
電話番号	0175-31-2555
FAX番号	0175-31-2556
事業所管理者	管理者 工藤 真智子
開設年月日	平成11年4月1日
事業所番号	指定事業所番号 NO.027260024

### (2) 事業所の職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(令和7年4月1日現在)

職名	常勤	非常勤	合計	兼務状況	業務内容
管理者 (主任介護支援専門員)	1人		1人	介護支援専門員	従業員の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実務状況の把握その他の管理。
介護支援専門員	4人		4人	1人：管理者 1人：むつ市地域包括支援センター委託業務	要介護者の依頼を受け、居宅サービス計画を作成すると共に、指定居宅サービス事業者との連絡調整及び必要時の介護保険施設への紹介等を行う。

勤務の体制	勤務時間:午前8時30分から午後5時15分
-------	-----------------------

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

### (3) 事業実施地域及び営業時間

当事業所では、以下のとおり営業しています。

事業実施地域	むつ市全域の地域
営業日	年中無休
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで
その他	電話等により24時間常時連絡可能な体制（夜間は併設せせらぎ荘で対応します。電話0175-42-3103）

### (4) 提供方法

当事業所では、以下のとおり提供します。

相談受付場所	ご契約者のご自宅または、ご契約者（またはご家族）が指定する場所や当事業所内の相談室で行います。
課題分析方式	独自方式
サービス担当者会議の開催	ご契約者にサービスを提供する指定居宅サービス事業者の担当者との会議を開催し、常に提供するサービスの質の向上を努めるため当事業所内の相談室か指定居宅サービス事業者が指定する場所で行います。

## 2. 事業所の特徴等

### (1) 事業所の目的

適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者及び従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

### (2) 事業所の運営方針

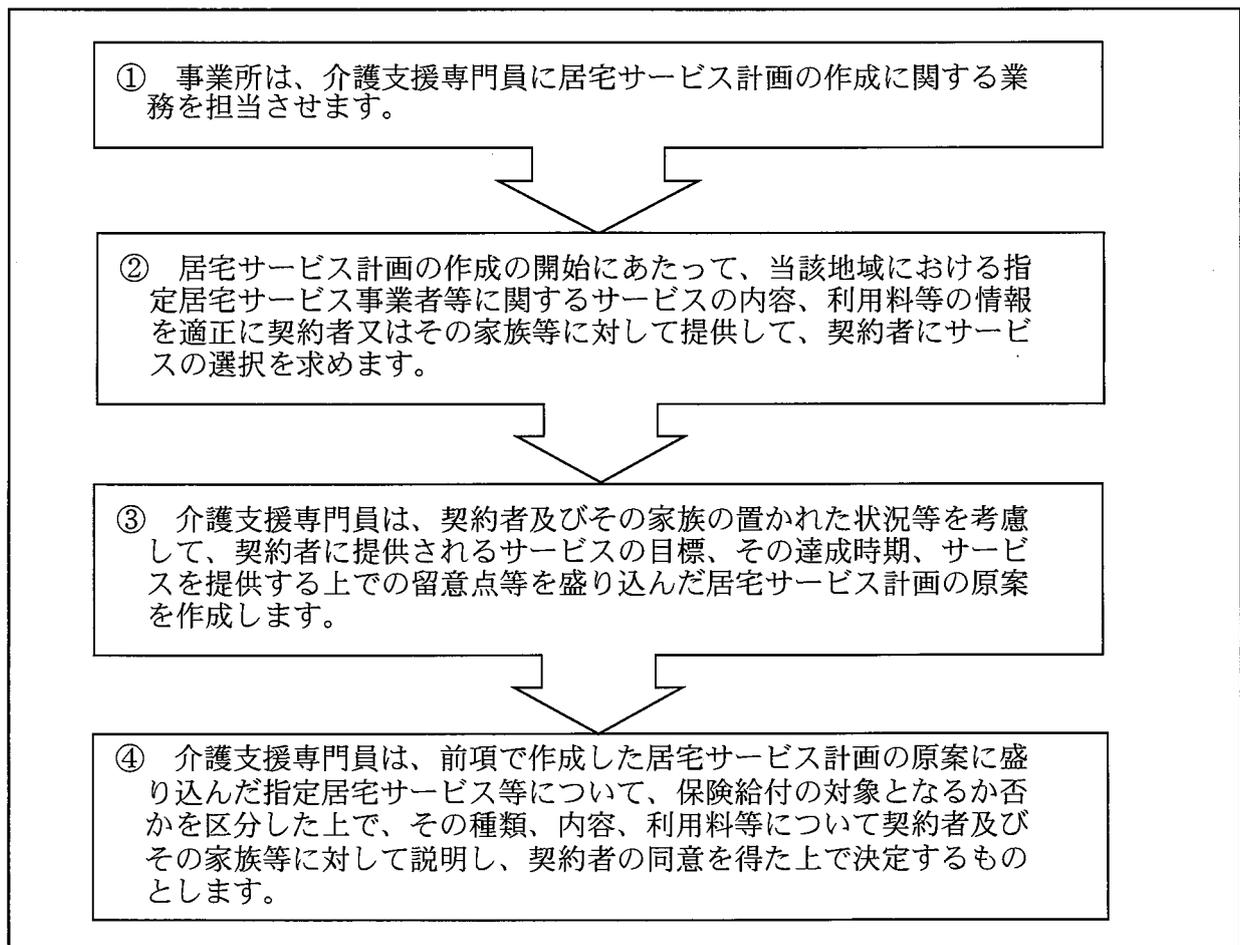
- ① 要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③ 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ④ 利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明します。
- ⑤ 事業所は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

## 3. サービスの内容

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

### ① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。



### ② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅

サービス計画の実施状況を把握します。

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等の連絡調整を行います。

ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤ 利用者の居宅への訪問頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、利用者の状況把握のために居宅に少なくとも1月に1回訪問します。

また、下記の条件にあてはまる場合は、少なくとも2月に1回訪問します。

- ・テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ること。
- ・サービス担当者会議において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ること。
  - 利用者の心身の状態が安定していること。
  - 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
  - テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

4. 利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

居宅サービス計画の作成はすべて介護保険から給付されますので、自己負担はありません。

ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

①居宅介護支援費

	1月当たりの利用額 A	介護保険からの給付額 B	1月当たりの自己負担額 A-B
要介護1	10,860円	10,860円	0円
要介護2			
要介護3	14,110円	14,110円	0円
要介護4			
要介護5			
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定額に-1%を乗じた額		
運営基準減算	所定額に50%を乗じた額(2ヶ月以上継続している場合は算定しない)		
特別地域居宅介護支援加算	所定額に15%を乗じた額		
特定事業所集中減算	所定額から2,000円を引いた額		

②追加サービスの利用料

	1月当たりの利用額 A	介護保険からの給付額 B	1月当たりの自己負担額 A-B
初回加算	3,000円	3,000円	0円
特定事業所加算(Ⅱ)	4,210円	4,210円	0円

入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500円	2,500円	0円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000円	2,000円	0円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500円	4,500円	0円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000円	6,000円	0円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000円	6,000円	0円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500円	7,500円	0円
退院・退所加算(Ⅲ)	9,000円	9,000円	0円
通院時情報連携加算	500円	500円	0円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	2,000円	0円

※ 入院時・通院時情報連携加算は、利用者1人につき月1回を限度とします。

※ 退院・退所加算は、入院または入所期間中1回を限度とします。また、初回加算を算定する場合は、算定できません。

※ 緊急時等居宅カンファレンス加算は、月2回を限度とします。

## (2) 利用料金のお支払方法

前記(1)の費用は、1ヶ月ごとに計算し、当月分の合計金額を翌月末日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、銀行振込、現金集金の中から選べます。

※ ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

## (3) 利用料金の変更

① 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

② 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

## 5. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了させていただくことになります。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① ご契約者が死亡した場合</li> <li>② 要介護認定または要支援認定によりご契約者の心身の状況が要支援または自立と判定された場合</li> <li>③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合</li> <li>④ 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合</li> <li>⑤ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li> <li>⑥ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合</li> <li>⑦ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合</li> <li>⑧ 事業者から契約解除を申し出た場合</li> </ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## (1) ご契約者から解約・契約解除の申し出(中途解約・契約解除)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約解除)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にかかわらずこれが支払われない場合
- ② ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ ご契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

6. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
- ④ サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

7. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、下記の事項をお守り下さい。

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

8. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご契約者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご契約者がお住いの市町村、ご家族等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

9. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者はすみやかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠

償額を減じる場合があります。

なお、当事業所は「株式会社福祉保険サービス」と損害賠償保険契約を結んでおります。

10. サービス利用のために

当事業所では、ご契約者に対して適切なサービスの提供、また、介護支援専門員の資質向上を図るため、研修の機会を設けております。

外部関係機関による研修	随時
他の事業所との合同による研修、内部研修	月1回

11. 秘密の保持について

- ① 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご契約者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ② 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご契約者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ③ 事業所では、ご契約者の医療上緊急の必要がある場合またはサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でご契約者またはご家族の個人情報を用います。
- ④ 事業所では、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合はご契約者及びご家族の個人情報の利用目的を公表します。
- ⑤ 事業所では、個人情報の保護に係る規程を公表します。

12. 感染症等対策について

- ① 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施をします。
- ② 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築します。

13. 高齢者虐待防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。

14. 身体的拘束等の禁止

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

15. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあって、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

16. ハラスメント対策について

適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めます。

17. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情解決責任者	工 藤 真智子 (管理者)
苦情受付担当者	二本柳 由紀子 (介護支援専門員)
電話番号	0175-31-2555
FAX番号	0175-31-2556
受付日	365日
受付時間	午前8時30分～午後5時15分 (他の時間においても、受付可能です)

(2) 第三者委員

第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

第三者委員	滝 沢 はつ子	濱 中 久 子	久保田 邦 男
-------	---------	---------	---------

(3) 行政機関その他苦情受付時間

当事業所以外に、お住まいの市町村または青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

